

少年法等の一部を改正する法律について

研修のねらい

令和3年5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行され、同日から成年年齢を18歳とする民法の一部を改正する法律も施行されました。今回の少年法改正は、18・19歳の者が罪を犯した場合に、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。

少年法等の一部を改正する法律に伴い、令和4年4月1日から特定少年に対する新たな保護処分等も開始しました。これまで保護司が行ってきた保護観察等に大きな変更を求めるものではありませんが、本研修では、少年法等の一部を改正する法律及び新たな保護処分等の要点を確認したいと考えております。

研修の進め方

ねらい	……………5分
講義	……………50分
質疑応答等	……………5分

令和4年4月1日から

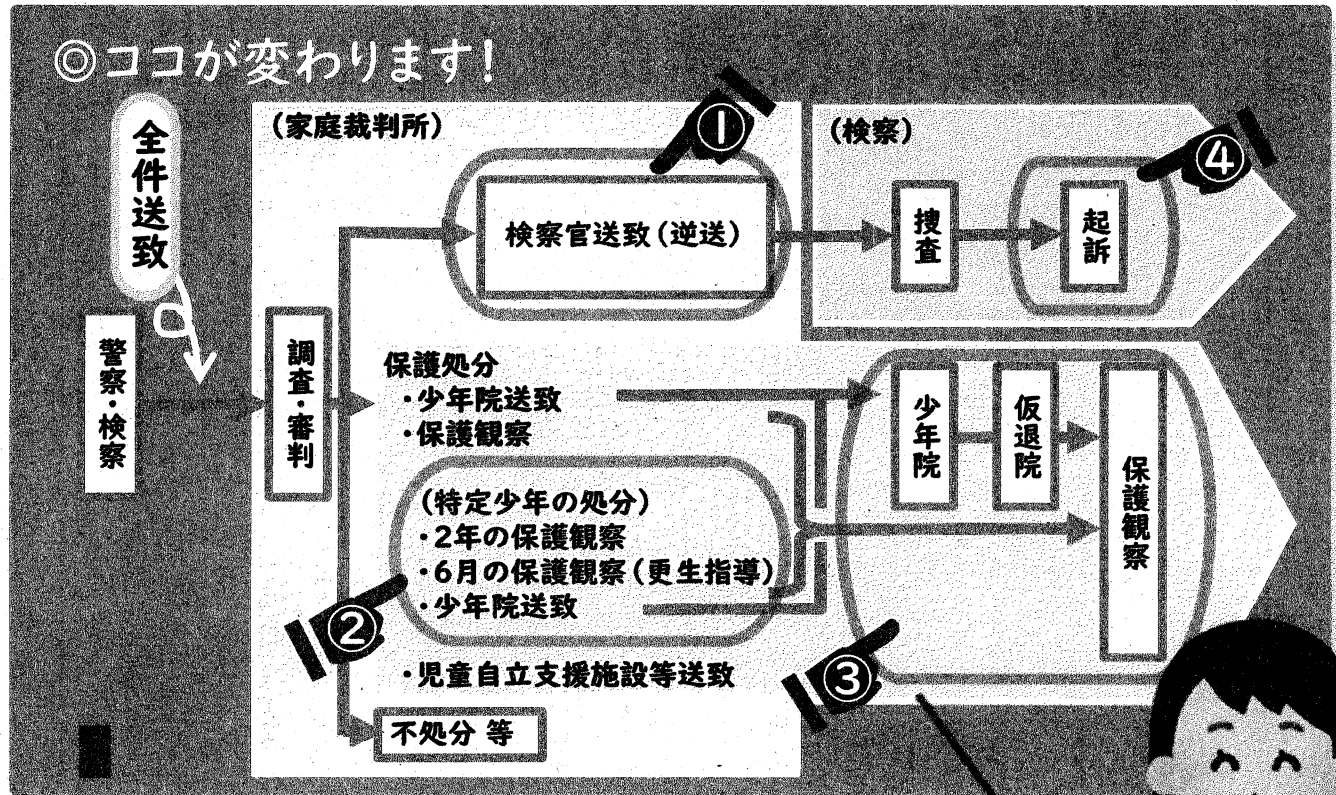
新しい保護観察が始まるって本当!?

はい。民法改正による成年年齢の引き下げを踏まえて、
18歳・19歳で言い渡される保護処分等が変わります。



対象となるのは、令和4年4月1日以降に家裁の決定があった少年だけです。
すでに保護処分が決定している少年の処分が切り替わることはありません。

◎ココが変わります!



== Point ==

① 18歳・19歳の少年の事件の
検察官送致(逆送)される範囲が広がります。

② 18歳・19歳の少年は「特定少年」と呼ばれ、
特定少年のための新しい保護処分ができます。

2年の
保護観察

6月の保護観察
(更生指導)

少年院送致

③ 保護処分の期間は、言い渡された期間の終了までで
あり、「20歳まで」ではありません。

④ 特定少年が起こした事件が検察官により起訴された場合は、
実名報道されることがあります。

特定少年の新しい保護処分



家裁の処分時点で18歳・19歳の少年に対しては、次の保護処分が付されます。

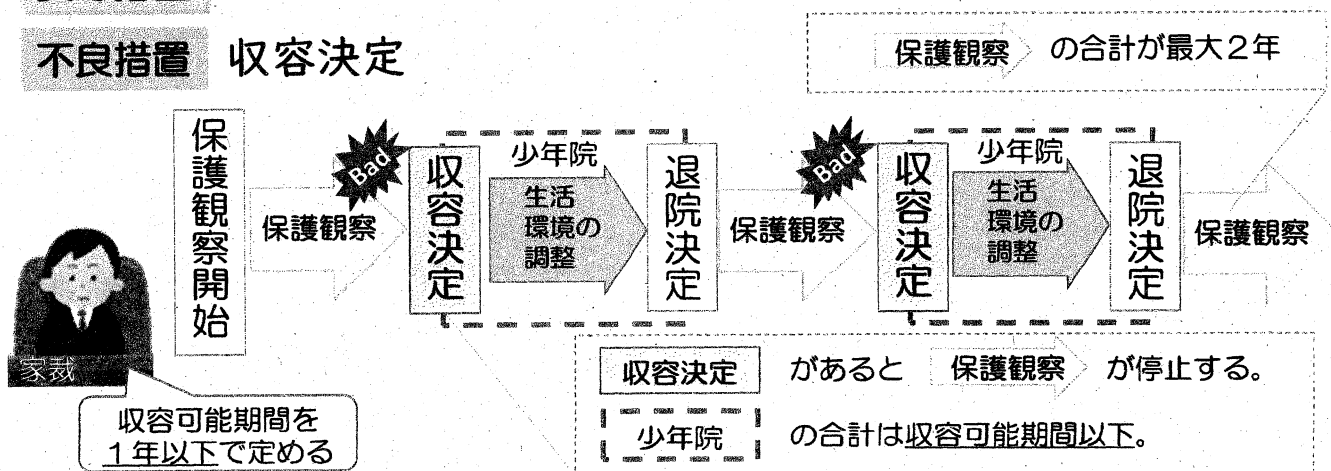
いずれも新しい保護処分ですが、保護司の先生にお願いする生活環境の調整や日頃の処遇に大きく変わる点はありません。

2年の保護観察

- ・ 保護観察期間は2年間。
- ・ 家裁の決定の際に、遵守事項違反があったときに少年院に収容できる期間の上限(収容可能期間)が1年以下で定められます。
- ・ 保護観察中に遵守事項違反があった場合は、収容可能期間を上限に何度も少年院に収容することができますが、収容可能期間の残りがゼロになると釈放しなければならず、再度の収容もできなくなります。
- ・ 少年院への収容が決定されると保護観察が停止します(保護観察は終了しません)。釈放されるまでの間は保護観察期間は進行しないため、期間満了日が延期されます。
- ・ 少年院に収容された少年は、地方更生保護委員会の退院決定により釈放させることができます。
- ・ 少年院に収容された少年が退院決定や収容期間の満了により釈放された場合、停止していた保護観察が再開します。
- ・ これまでの保護観察と同様、解除することで保護観察を終了させることができます。

良好措置 解除, 一時解除

不良措置 収容決定



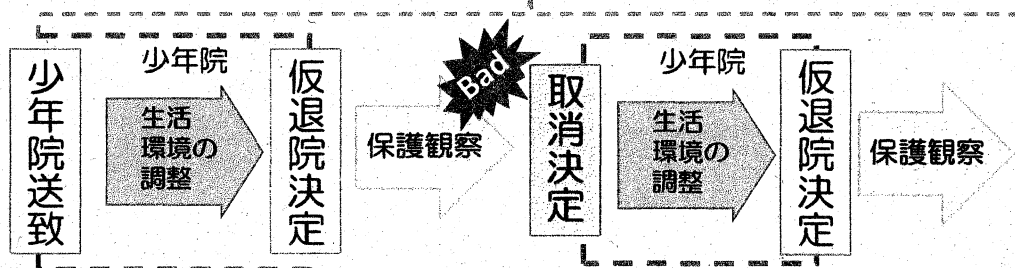
少年院送致

- ・ 3年以下の収容期間が定められ、少年院に送致されます。
- ・ 仮退院の決定により釈放させることができ、仮退院中は保護観察に付されます。
- ・ 仮退院中に遵守事項違反があった場合は、地方更生保護委員会が仮退院を取り消し、少年院に再度収容することができます。
- ・ 期間満了日が変わることはありません。

良好措置 仮退院・退院

不良措置 仮退院の取消し

言い渡された期間（3年以下）



成人の仮釈放に近いイメージですね。



6月の保護観察（更生指導）

- ・ 保護観察官による講習形式の処遇が主となります。
- ・ 保護観察期間は6月間。
- ・ 特別遵守事項は設定されません。
- ・ 不良措置はありません。

良好措置 解除

不良措置 なし

保護司の先生に処遇をお願いすることは原則としてありません。



その他にも・・・

特定少年に対しては、成人と同様に特別遵守事項で専門的処遇プログラムの受講を義務付ける場合があります。



特定少年 Q&A

Q お酒やたばこも18歳からOKになるの？

A お酒やたばこは20歳からで変わりありません。競馬や競輪などの公営ギャンブルも同じです。その他、各制度の成人年齢の扱いは、政府広報オンラインのホームページで詳しく紹介しています。

政府広報 18歳



Q 2年の保護観察に付された特定少年が少年院に收容されたときは、保護司はどうすればいいの？

A 少年院に收容されても、**いずれ保護観察が再開されます。**生活環境の調整を御担当いただくことがありますので、その場合は、保護観察の再開に向けて、本人との文通や面会、引受人等関係者との接触を続けていただきますようお願いいたします。

Q 2年の保護観察に付された少年が、少年院に收容されましたが、收容可能期間が満了したことで釈放されました。保護観察が再開されたのですが、「俺はもう少年院に入らなくていい」と言っています。ホント？

A 2年の保護観察は、不良措置として少年を少年院に收容させることができますが、收容期間の合計が收容可能期間の上限に達するとそれ以上は不良措置をとることができなくなります。

しかし、**特定少年は責任ある立場として社会において積極的な役割を果たすことが期待されています。**新たな非行に及べば厳しい処分が付される可能性が高いことを十分説明し、健全な生活を送るよう御指導ください。

Q 特定少年の親に対しては、どう接すればいいの？

A 特定少年の親であっても、少年本人の重要な支援者に変りないので、状況に応じて協力を求めるなど、**これまでの少年の場合の対応と差を設ける必要はありません。**

少年法改正を詳しく知りたい方はコチラ

少年法が変わります



Q4

約束事を守らなかった場合はどうなるのでしょうか？

- 保護観察が決まった日に18歳になっていない人
あなたが約束事（遵守事項）を守らず、保護司や保護観察官の指導にも従わない時は、「警告」という措置をとり、約束事を守るよう自覚を促します。それでも行動に改善が見られないときは、保護観察所が家庭裁判所に対して、あなたを少年院に入れてもらうよう申請することがあります。
- 保護観察が決まった日に18歳以上になっている人
あなたが約束事（遵守事項）を守らず、保護司や保護観察官の指導にも従わない時は、保護観察所が家庭裁判所に対して、あなたを少年院に入れてもらうよう申請することがあります。

Q5

「保護観察官」や「保護司」はどんな人ですか？

あなたの住む場所によって、担当の「保護観察官」と「保護司」が決まり、この2人がお互いに協力して保護観察を行います。

「保護観察官」は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに関する仕事を専門的にやっている法務省所属の国家公務員です。

「保護司」は、法務大臣から依頼されて犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。

お問い合わせ先（連絡先）

ほごかんさつう

保護観察を受けることになったみなさんへ

みなさんは、家庭裁判所の決定によって保護観察を受けることになりました。

このしおりには、保護観察を受けるにあたって大事なことが書かれていますので、しっかり読んで、保護観察を受けるようにしてください。

わからないことがあれば、担当の保護観察官や保護司にたずねるようにしましょう。

保護者等家族の方へ

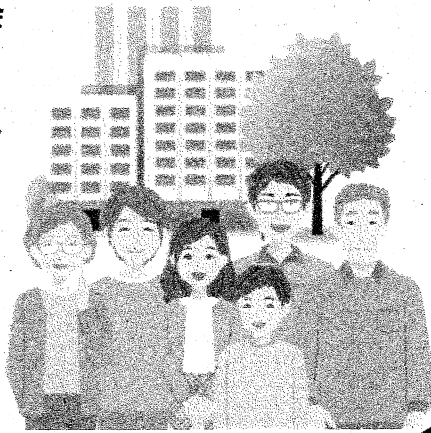
保護観察期間中は、保護観察官や保護司がみなさまの御家庭を訪問したり、みなさまに保護観察所へお越しいただくようお願いしたりすることがあります。また、本人の様子をお知らせいただくなど保護観察の実施にご協力いただいたり、本人との接し方について助言等をすることもあります。

本人の立ち直りには、みなさまの力添えが必要です。一日も早く保護観察を終える日が迎えられるよう、保護観察官や保護司と連絡を取りながら、温かく、時には厳しく、本人の立ち直りを支えていただきたいと思います。

Q1 「保護観察」はどのような処分ですか？

「保護観察」は、家庭裁判所が定める処分のひとつで、非行のあった少年を、少年院などに入れずに、地域社会の中で普段の生活をさせながら、決められた約束事を守るように指導したり、相談に乗ったりして、その立ち直りを支援しようとするものです。

保護観察は「保護観察所」という国（法務省）の機関が行っています。



Q2 保護観察はいつまで続くのですか？

□ 保護観察が決まった日に18歳になっていない人

→ 20歳になる誕生日の前日まで

□ 保護観察が決まった日に18歳以上になっている人

→ 保護観察が決まった日から2年間

ただし、決められた約束事を守り、生活が安定して保護観察を続ける必要がないと認められた場合は、途中で保護観察を終了させることができます。これを「保護観察の解除」といいます。

保護観察の解除の日を早く迎えられるように努めてください！

Q3 保護観察とは、どのようなことをするのですか？

保護観察を受ける上で守らなければならない約束事（「遵守事項」）や、立ち直るための努力目標（「生活行動指針」）が決められ、これらを守って生活することが必要です。「遵守事項」は法律で定められている「一般遵守事項」とあなたの生活状況や問題点に応じて個別に決められる「特別遵守事項」に分けられます。

「一般遵守事項」には、

- ・ 仕事や通学など、非行のない態度を保つために必要な行動を続けること。
- ・ 保護観察官や保護司の指導を誠実に受けること。
- ・ 保護観察所に届け出た住所に住み、旅行や転居をするときは前もって許可を受けること。

などがあります。

このほか、仕事を探したり、家族や友達のことなどで悩み事があるときは、保護観察官や保護司が相談に乗ります。

